

## 前回（平成 24 年度第 1 回）審議時における委員からのご意見ご質問（概要）

委員からの意見	事務局説明
<p>風力発電施設建設のときによく問題になることの一つにバードストライクが挙げられます。規則で規模要件を決めなければいけないということは非常にわかるのですが、例えば、北海道だと代表的なバードストライクで死んでしまう鳥にはオジロワシがあります。その事故は、<u>必ずしも出力にそれほど関係ないのです</u>。結局、ピンポイントでその場所の風車に当たるということが主な事故の事例になります。ですから、規則で出力を定めるのはもちろん必要だと思いますし、その辺は先の話になると思うのですが、技術指針の中でも結構ですので、出力に関係なくというか、小さいものに関して、ある程度のスクリーニングが必要だとか、バードストライクの危険性の高い希少種が生息しているような場所に関してはこういうことが必要だということで、指針になるのでしょうかけれども、挙げていただきたいという意見でございます。</p> <p><u>第 2 種の特定地域は、具体的にどういう場所が想定されるのか、教えていただけたらと思います。</u>（早矢仕委員）</p>	<p>（条例規則への反映）</p> <p>バードストライクへの対応として、第 1 種事業の規模をできるだけ小さく設定することが考えられます。</p> <p>（案）</p> <p>第 1 種事業：総出力〇〇kW 以上 第 2 種事業：－</p> <p>特定地域の図面：別添 1</p>
<p><u>第 1 種、第 2 種の両方を必ず決めなければいけないものではないでしょうか。</u>ほかの自治体だと、一つの規模以上としています、そのあたりはどうかをお聞きしたいと思います。（山本委員）</p>	<p>両方必ず決めなければいけないものではないかと考えています。</p> <p>現行条例対象事業一覧：別添 2</p>
<p>多分、非常に小規模なものはほとんど検討の必要はないと思いますし、恐らく札幌市内ですと、そんなに大きなものが建つような状況ではないと思います。ですから、<u>どこに下限値を置くかという説明をきちんとしていただければと思います。</u>また、第 1 種、第 2 種という区分は必要ではないかと私は思います。（半澤委員）</p>	<p><b>例 1</b></p> <p>総出力：5000kW 以上</p> <p>（道条例（案）の第 2 種規模以上：現行条例の規模要件の考え方）</p>
<p>風力発電は、騒音や低周波の影響に関しては、最近も、日本騒音制御工学会で調査して、アンケートをとったり、物理的な特性を測定したりしております。幸い、北海道は広いので、今のところ苦情が出ていません。最近、そういう事例はありましたけれども、ほとんどないです。しかし、愛知県や神奈川県などでは、割合、住宅に近いところにどんと建って、被害を訴える人たちがかなりふえてきています。そういうことが報道された後、北海道でも騒ぎが起こったり、ほかの地域でも、住民が敏感になる動きがあるということが一つです。</p> <p>札幌に大きなものができる場所は余りないのではないかとということもありますけれども、この間、テレビを見ていましたら、ドーナツ型の変った形の風力発電施設が紹介されておりました。それは、すごく効率がよくて、それほどとんでもない大きさでなくても、出力が物すごくよいものが紹介されておりました。また、<u>小型のものをいっぱいつくって何とかしようという動きもあるようです。</u> <u>そういう技術的なものが開発されていきますと、どういうものができるかわからないということがあります。</u></p> <p>（佐藤会長）</p>	<p>（騒音やバードストライク等に配慮し） できるだけ規模を小さく設定する例</p> <p><b>例 2</b></p> <p>総出力：1500kW 以上</p> <p>（「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」に基づく認定により国の支援が得られる規模）</p> <p><b>例 3</b></p> <p>総出力：1000kW 以上</p> <p>（日本風力発電協会による自主規制）</p> <p><b>例 4</b></p> <p>総出力：500kW 以上</p> <p>（電気事業法第 48 条（工事計画の事前届出）を要するもの。）</p> <p>風力発電設備の大きさ：別添 3</p>